

保険料の納付方法

特別徴収(年金からの天引き)または普通徴収(納付書または口座振替)のいずれかとなります。
年度の途中で納付方法が変更になっていることもありますので、保険料額決定通知書をよく見て、納付方法を確認してください。

■特別徴収

年金受給額が年額18万円以上あり、後期高齢者医療保険料と介護保険料との合算額が年金受給額の2分の1を超えない人

■普通徴収

特別徴収の対象とならなかった人
(口座振替の人は口座情報も記載されています)

納付方法の変更

特別徴収の人は、申し出により口座振替へ納付方法を変更することができます。年金からの天引きを中止する3カ月前の月の末日までに、市役所または支所で申し出を行ってください。

なお、すでに申し出を行なっている人は再度申し出の必要はありません。

後期高齢者医療の被保険者証を送付します

被保険者証

現在お使いの被保険者証(黄色)の有効期限は7月31日までです。有効期限が切れたものは処分するか、市役所にお返しください。8月から使用できる、新しい被保険者証(オレンジ色)を7月中に送付します。

～ジェネリック医薬品希望カードも一緒に送付します～

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、新薬の特許期間終了後に、基本的に新薬と同じ成分を使って製造される薬のことで、一般的に新薬と比べ価格が安くなっています。ジェネリック医薬品を使用することは、患者さんの負担軽減だけでなく、医療費の削減にもつながります。

ジェネリック医薬品の処方を希望する場合には、このカードを医師・薬剤師に提示し、ご相談ください。

限度額適用・標準負担額減額認定証

交付対象者は、所得区分が「低所得者Ⅰ」または「低所得者Ⅱ」に属する人です。すでに交付を受けている人で、8月以降も同じ区分である人には新しい被保険者証に同封して郵送します。

所得区分が変わり、更新の対象でなくなった人には送付されません。また、8月以降も引き続き対象となる人でも、所得区分に変更があった人は更新されませんので、あらためて申請が必要になります。

所得区分		自己負担割合
現役並み所得者	145万円以上の課税所得がある後期高齢者医療被保険者がいる世帯内の被保険者全員	3割
一般	現役並み所得者、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰ以外の人	1割
低所得者Ⅱ	世帯の全員が住民税非課税の人(低所得者Ⅰ以外の人)	
低所得者Ⅰ	世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人	

お知らせ

臓器移植に関する法律の改正により、被保険者証に「臓器提供に関する意思表示欄」が設けられることになりました。今年度はお持ちの被保険者証の裏面に「臓器提供意思表示シール」を貼ることで、臓器提供に関する意思表示ができます。シールを希望する人は、8月上旬から西合志庁舎高齢者支援課および合志庁舎総合窓口、泉ヶ丘支所、須屋支所で配付予定ですのでご利用ください。

問い合わせ先 高齢者支援課(西合志庁舎) ☎242-1109

後期高齢者医療制度の保険料が決まりました

7月中旬に保険料額決定通知書を送付します。

保険料の計算方法

$$\text{保険料額(年額)} = \text{均等割額 47,000円} + \text{所得割額 (総所得金額 - 33万円) \times 9.03\%}$$

※上限額は一人あたり年額50万円です。

保険料の軽減

所得が低い人や被用者保険*加入者に扶養されていた人の保険料は、以下のとおり軽減されます。

※被用者保険とは協会けんぽ、健保組合、共済組合などです。

■所得が低い人の軽減

(1) 均等割額の軽減

世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額が

「基礎控除額(33万円)」を超えない世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない場合)

均等割額が9割
(42,300円)
軽減されます

「基礎控除額(33万円)」を超えない世帯

均等割額が8.5割
(39,950円)
軽減されます

「基礎控除額(33万円)」+24.5万円×世帯の被保険者数(被保険者である世帯主を除く)を超えない世帯

均等割額が5割
(23,500円)
軽減されます

「基礎控除額(33万円)」+「35万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯

均等割額が2割
(9,400円)
軽減されます

(2) 所得割額の軽減

被保険者の総所得金額が

「基礎控除(33万円)」+58万円を超えない人

所得割額が5割
軽減されます

■被用者保険加入者に扶養されていた人の軽減

後期高齢者医療加入直前に被用者保険加入者に扶養されていた人は、保険料の均等割額が9割(42,300円)軽減されます。所得割額はかかりません。

※この他に、被保険者またはその世帯の世帯主が災害により財産に著しい損害を受けたときや、失業によりその収入が著しく減少したときなどは、保険料の減免が受けられる場合があります。